令和２年度弘前市観光戦略再構築事業支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

１．業務概要

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の流行により観光需要が減少したことで、弘前市において観光業を始め地域経済に大きな影響が出ています。

このことから、弘前市の観光戦略を推進し観光需要を取り戻すために、新型コロナウイルス感染症の影響により変動している社会情勢や新たな生活様式、国内外の観光需要の動向を捉えたうえで、弘前市の文化・食・まつり・歴史的建造物などの観光資源を新たな視点で再編集し、デジタルプロモーション等※を実施することで、弘前市の認知度向上及び誘客の推進を図るものです。

※観光戦略の推進に資する、動画制作、ビジュアルアイデンティティの確立、デジタルプロモーション体制の構築、弘前市の101回目の弘前さくらまつり記念イベントの企画等

(2) 業務名

令和２年度弘前市観光戦略再構築事業支援業務

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和３年３月31日まで

２．見積限度額

２３，０００，０００円　（税込み）

※この金額は、公募型プロポーザルにおける見積もり比較においてのみ使用するものであり、契約締結における予定価格を示すものではありません。

※参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とします。

３．参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

(1) 公示日現在から候補者特定の日まで、弘前市建設業者等指名停止要領による指名停止を受けていないこと。また、弘前市建設業者等指名停止要領における別表第１及び別表第２に掲げる措置要件に該当する事実がないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

(4) 弘前市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、登録されていない場合であっても、参加意思表明書提出の際に、次に掲げる書類の写しを提出するときは、このプロポーザルに限り参加できることとします。

① 登記簿謄本又は履歴(現在)事項全部証明書（法人）

② 身分証明書（個人）

③ 財務諸表等（法人及び個人）

④ 直近年度の国税（法人税と消費税及び地方消費税）、地方税（法人市民税と固定資産税：本社が弘前市の場合は弘前市分・本社が弘前市以外の場合は本プロポーザルに参加する支社所在地分）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

⑤ ④について、新型コロナウィルス感染症の影響により、特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、徴収猶予許可通知書等（特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けていることが確認できるもの）

４．質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和２年８月21日（金）午後４時まで（必着）

(2) 提出方法：別添の質問書（様式１）により、電子メールにて提出してください。また、提出時には、別途、電話によりメールの受信確認を行ってください。
提出先メールアドレス：kankou@city.hirosaki.lg.jp

(3) 回答日：令和２年８月26日（水）

(4) 回答方法：市ホームページに掲載

５．参加表明手続き

(1) 提出書類・必要部数

① 参加意思表明書（様式２）　原本１部

② 会社概要（様式３）　原本１部

③ 業務実績調書（様式４）　原本１部、副本６本
※原本には、社名を記載し、副本には社名や、社名のわかるロゴ等を一切記載しないでください。

④ 弘前市競争入札参加資格者に未登録の者は、3.参加資格(4)に係る書類　原本各１部

(2) 提出期限：令和２年９月１日（火）午後４時まで（必着）

(3) 提出場所：弘前市役所観光部観光課

(4) 提出方法

① 持参又は郵送により提出してください。

② 持参の場合の受付時間は午前９時から午後４時までとします。（土曜、日曜日及び祝日を除く。）

③ 郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

(5) 参加資格の通知

参加資格審査の結果は、参加表明者にファックスで通知します。

６．企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

※原本には社名を記載し、副本には社名や社名のわかるロゴ等を一切記載しないでください。

①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式５）　　原本１部

②実施体制各種調書及び企画提案書等 原本１部、副本６部

ア．業務責任者調書（様式６）

イ．再委託調書（様式７）

※再委託する場合のみ

ウ．工程表（様式８）

エ．企画提案書（任意様式）

※Ａ４判横、片面15ページ以内（表紙を除く）としてください。

※ページ番号を付してください。

※作成にあたっては、別紙仕様書及び別紙評価基準の各評価項目に沿った内容としてください。

オ．その他上記にとらわれず、市の観光戦略の推進につながる独自提案があれば、事由に提案してください。

カ．見積書及び見積内訳書（様式９、10）

(2) 提出期限：令和２年９月14日（月）午後４時まで（必着）

(3) 提出場所：弘前市役所観光部観光課

(4) 提出方法

① 持参又は郵送により提出してください。

② 持参の場合の受付時間は午前９時から午後４時までとします。（土曜、日曜日及び祝日を除く。）

③ 郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

(5) 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

７．審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

実施日：令和２年９月25日（金）【予定】

(1) 審査（書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）による審査）

提出された実施体制各種調書及び企画提案書を別表で示す評価基準に基づき審査委員会において審査するとともに、企画提案についてプレゼンテーション及びヒアリング審査

の内容により得点を評価し、最も高い評価を得た提案者を選考します。プレゼンテーション等は参加者名を伏せ、参加意思表明書の受付順に実施します。

(2) プレゼンテーション等審査（オンライン開催：zoomによる開催を予定）

注意事項：

① 詳細についてはプロポーザル参加者に別途通知します。

② プレゼンテーション等では、社名を名乗らないこととします。

③ 各参加者の時間は、プレゼンテーションを２０分以内、ヒアリングを１０分以内とします。

④ プレゼンテーションを行う参加者は２名までとします。

⑤ プレゼンテーションは、事前に提出された企画提案書等のみにて説明してください。当日の追加資料の配付は認めないこととします。

⑥ 基準点を１２０点とし、評価点（全審査委員の評価点の合計の平均点）が基準点を満たす場合のみ、当該参加者を契約候補者とします（全参加者が基準点を満たさない場合は、該当なし）。

※提案者が多数ある場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査委員会において選定された提案者についてのみプレゼンテーション等を実施し、評価を行うことができるものとし、その旨及び選定結果について通知します。

※提案者が１者の場合についてもプレゼンテーション等を実施します。その場合、基準点を満たす場合のみ、当該提案者を契約候補者とします。

※審査の結果、最高点を取得した提案者が２者以上ある場合は、参考見積金額が低い者を契約候補者とし、さらに同額の場合は抽選で決定します。

(3) 審査結果の通知

審査結果を書面により通知するとともに、弘前市ホームページにおいて応募者数及び契約候補者を公表します。また、候補者にならなかった提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して７日以内に担当課へ説明を求めることができます。

８．評価基準及び配点

プロポーザルの審査は別表の評価基準に基づき審査します。

９．日程

公示	令和２年８月17日（月）
質問受付締切	令和２年８月21日（金）午後４時まで
質問回答	令和２年８月26日（水）
参加意思表明書受付締切	令和２年９月１日（火）午後４時まで
参加意思結果通知	令和２年９月２日（水）【予定】
企画提案書等受付締切	令和２年９月14日（月）午後４時まで
プレゼンテーション審査	令和２年９月25日（金）
結果通知	令和２年９月28日（月）【予定】

契約締結・業務開始　　令和２年10月上旬

１０．失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された書類が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合
(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
(3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
(5) 見積書の金額が見積限度額を超過した場合

１１．契約

契約候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者は改めて見積書を提出するものとします。

１２．その他留意事項

(1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
(3) 提出書類は返却しないとともに提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
(4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
(5) やむを得ない理由により、プロポーザルを実施することができないと市が認めるときは、中止又は取り消すことがあります。この場合において、プロポーザルに要した費用を市に請求することはできないこととします。
(6) 企画提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとします。
　① 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。
　② プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとします。
　③ 提案者から提出された企画提案書等について、弘前市情報公開条例（平成１８年弘前市条例第１９号）の規定による請求があったときは、当該企画提案書等を作成した者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとします。
　なお、本プロポーザルの候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。

１３．担当部署（提出・問合せ先）

弘前市観光部観光課 担当：赤石・葛西
〒０３６－８５５１　弘前市大字上白銀町１番地１

TEL　０１７２-３５-１１２８（直通）
メールアドレス　kankou@city.hirosaki.lg.jp